平成２４年（フ）第１８３号
仙台市太白区長町１丁目２番34―103号
債務者　小林とき子（旧姓渡邊）
1　決定年月日時　平成24年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月22日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第１８９号
仙台市若林区上飯田２丁目16番48号
債務者　長岡　麗子（旧姓茂木）
1　決定年月日時　平成24年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月22日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第１５１号
兵庫県尼崎市上坂部２丁目24番27―305号、前住所兵庫県尼崎市口田中１丁目４番５―405号
債務者　久保那々子（旧姓三宅）
1　決定年月日時　平成24年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月22日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第１８８号
兵庫県尼崎市立花町１丁目13番22号　松﨑マンション806号
債務者　竹井　　昇
1　決定年月日時　平成24年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月22日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第２１７号
兵庫県西宮市霞町１番18号
債務者　櫻井　香子
1　決定年月日時　平成24年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月22日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第１５号
鳥取県倉吉市米田町724番地２
債務者　辻　　正義
1　決定年月日時　平成24年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月22日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２４年（フ）第１６号
鳥取県倉吉市米田町724番地２
債務者　辻　貴美子
1　決定年月日時　平成24年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月22日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２４年（フ）第２１号
鳥取県倉吉市伊木300番地１
債務者　野田　　卓
1　決定年月日時　平成24年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月22日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２４年（フ）第２２号
鳥取県倉吉市伊木300番地１
債務者　野田美志保
1　決定年月日時　平成24年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月22日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２４年（フ）第４５号
広島市佐伯区河内南２丁目18番16号
債務者　山根恵里佳（旧姓高石）
1　決定年月日時　平成24年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月22日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第５８号
広島県東広島市黒瀬町楢原536番地55
債務者　中村国広こと　中村　國廣
1　決定年月日時　平成24年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月22日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２１５号
広島県東広島市高屋町造賀6443番地５
債務者　谷本　修透
1　決定年月日時　平成24年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月22日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３７４号
福岡県久留米市大石町245番地１
債務者　井上　龍夫
1　決定年月日時　平成24年４月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月22日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第７４号
福岡県久留米市藤山町1730番地９　ヒルサイドテラスのぞえ
債務者　峯岡　惠美
1　決定年月日時　平成24年４月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月22日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第３号
鹿児島県姶良郡湧水町木場191番地
債務者　澤江　輝彦
1　決定年月日時　平成24年４月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月22日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２４年（フ）第１１３号
青森市大字新城字山田222番地669
債務者　立石みどり
1　決定年月日時　平成24年４月24日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第５１号
青森県青森市浪岡大字女鹿沢字西富田387番地
債務者　成田　良広
1　決定年月日時　平成24年４月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２４年（フ）第１２号
秋田県由利本荘市東由利舘合字八日町34番地
債務者　小松いく子
1　決定年月日時　平成24年４月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで
秋田地方裁判所本荘支部